

平成9年10月1日

航空整備士の技能証明に係る実地試験の分割実施（基本技術等に係る試験と実機に係る試験を分割して行うこと）について

標記について、円滑な運用を図るために次のとおり取り扱うこととする。

1. 分割実施については、受験者が希望する場合であつて、基本技術等の試験を同時に受験する受験者が複数名以上の場合に適用する。（基本技術等に係る試験については同時（1日）に実施できる受験者数は、設備、機材が必要数用意されている場合に限り最大4名までとする）
2. 分割実施を希望する受験者は、実地試験申請（申込）時に、実地試験申込書の他に実地試験（分割実施）申込調書（別紙）を提出する。申込調書には基本技術等と実機の試験区分毎に試験希望日を記入する他所定の事項について記載する。試験希望日は基本技術等を先とする。両区分の受験希望日は学科試験の有効期間内で、かつ間隔が4ヶ月以内であること。
3. 基本技術等の区分が合格となった場合
 - ・ 試験官は、実地試験成績調書の基本部分に合格の旨記入し、その本書を受験者に渡し、コピーを持ち帰る。
 - ・ 受験者は、実機受験時に同調書を試験官に提出する。
4. 基本技術等の区分又は実機の区分で不合格となった場合は、実地試験不合格として処置する。（従来どおり）
5. 本分割実施の適用が困難になった場合には分割実施実施を中止するものとする。

整備士関係実地試験（分割実施）申込調書

[illegible]